

当事者：定義

当事者能力：そもそも当事者になれるかどうか

当事者適格：当事者になれるとしても、適格かどうか

当事者わからないと、誰に送達？二重起訴（146）の禁止

当事者確定の必要性

民訴12改 指名冒用訴訟

民訴14改 死者を被告とする訴え

当事者能力：定義→民法でいう権利能力

Cf) 当事者適格、当事者能力

当事者適格：定義、訴訟物についての資格

訴訟物

訴訟能力：定義→民法でいう行為能力、ただ、確定的にという文言はいらない

訴訟上の代理人：定義

法定代理人と任意代理人

法定代理人：本人の意思の基つかず、代理人としてつく者

任意代理人：本人の意思に基づく者 ex) 弁護士

法人の代理人と表見代理

P23 訴えの概念と種類

訴え：定義

3種類・給付の訴え・確認の訴え・形成（権利等）の訴え

既判力：認められました。

執行力：既判力に基づく、差押え等

形成的形成訴訟→3類型に属さない

P27 訴え提起の効果

訴訟係属：

二重起訴の禁止（142条）：趣旨①②③ p28

訴訟係属中の話。規範力：判決確定後の効力。

二重起訴→係属中の話

142条

事件の同一性：当事者と事件の対象 当事者の問題と、中身の問題

原告被告が逆転する場合、形式的にのみ当事者が異なっている場合

① 訴訟物が同一

② 訴訟物たる権利関係が同一

1000万円の債権があることを明示して、裁判をしているか、200万ということのみであるかによって、他の裁判として訴訟を起こすことができるかが問題

p30 めっちゃ大事

同時履行の抗弁

既判力、判決の主文にしか及ばない。

→抗弁、判決理由中の内容には、原則として既判力が及ばない。

例外) 114条2項：二重起訴、相殺の抗弁は既判力を有する。

相殺は、他で裁判をすることはできるか。

現在は、新訴訟物理論が有力（予備校は旧訴訟説理論が書かれていることが多い）

→議論が分かれている。142を類推適用して、二重起訴禁止に触れる or 二重基礎の趣旨に触れない。

抗弁先行型、抗弁後行型

H18.4.14 の判決（判例）

訴訟物＝特定の実態法上の権利または法律関係

請求 ～の存否についての原告の被告に対する主張

訴え ～の法律上の当否について、裁判所に対し審判の開始を求める原告の申立て

処分権主義：定義（246条参照）→当事者が決める。私的自治の原則が根拠